

補注 『樺太庁施政30年史』(露語訳)に関して

本報告集に収録したロシア側の一連の報告では、サハリン国立文書館に所蔵されている『樺太庁施政三十年史』の露語訳(ΓΑCO. Φ. 1170. Οπ. 1. Δ. 40.)が典拠として挙げられている。日本語への翻訳に当たっては、ここに同書の日本語原版の該当箇所を示すが、竹野学が点検作業をおこない、不適切な引用あるいは露訳版の誤訳と考えられる箇所について、簡単なコメントを付したものである。

アーリン Ю.Ю. 樺太庁期における南サハリンの金融財政制度

註2(本書、93ページ。)⇒『樺太庁施政三十年史』、284～285ページか？

竹野：『樺太庁施政三十年史』の同箇所では、樺太島内各銀行の貸金の推移についての記述がある。しかしロシア語版の文章に相当する記述、特に樺太庁が民間資本に対して実施した「多様な助成策」についての記述は、該当箇所からは発見出来なかった。

註11(本書、95ページ。)⇒『樺太庁施政三十年史』、243ページ。

「樺太の拓殖施設に就ては、始政以来一般会計より補充金を受ける外、大正七年度以降必要に応じ事業公債を発行して財源に充てる等、鋭意之が経営に当つたのである。即ち明治四十年以降昭和八年度迄の間に於ける拓殖事業費の累計額六千七百七十五万一千余円に達し、此の期間に於ける国庫補充金二千七百五十四万五千余円、事業公債受入金三千四百八十三万二千余円にして、拓殖事業費に対し、前者は四割、後者は五割一分の割合を示して居る。」

竹野：樺太庁の財政支出の一費目である「拓殖事業費」を、庁の財源と完全に誤解している。ロシア語冒頭の文章は、「補助金のほかに……重要な財源は公債金であった。拓殖事業費は樺太の拓殖のために……」と修正すべきであろう。

テチュエワ M.B. 樺太庁期の南サハリンにおける石炭産業

註4(本書、97ページ。)⇒『樺太庁施政三十年史』、834ページ。

「然るに露人は既に西暦千八百四十九年(明治維新より二十年前)に、北樺太土威に於て有望なる炭層を発見し、之が採掘を開始したのみならず、其の他数箇所の炭礦をも採掘するに至つた。併し石炭以外の鉱物調査としては何等見るべきものなく、殊に露人に依つて発見又は採掘を開始せられた炭田は海岸或は海岸附近のもののみで、深く山地に在る幾多の優良なる炭田に至つては、全部領有後に於ける我国調査隊の発見に属するものである。…(中略)…領有前南樺太で露人の採掘稼行せる炭礦として記録に残つてゐるのは、西海岸国境附近のセルトナイ(猿津)炭礦、西海岸小田洲附近のムラヴィヨフ炭礦及東海岸落帆附近のオチョボカ炭礦等であるが、何れも其採掘期間短く採炭量も至つて僅少であつた様である。」

竹野：ロシア語版では、日本による探鉱事業の成果が欠落しており、ロシア時代の探鉱事業が過大評価されている印象を受ける。

註8 (本書、99ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、843～856ページ。

竹野：『樺太庁施政三十年史』の該当箇所は、主要13炭鉱を列挙し各炭鉱毎に設備を説明している箇所である。そこでは、8つの炭鉱が換気用電動扇風機を備え、残り5つが自然通気のみであることが判明する。しかしロシア語版では、13炭鉱中自然通気のみ5炭鉱を除く8炭鉱が「主要な炭鉱」と位置づけられているか、あるいは、記載された13炭鉱以外の炭鉱には排気設備がないものと曲解している模様。

註12 (本書、99ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、835ページ。

チェルニコワ O.IO.

1905～1945年における北サハリンと樺太における医療の状況に関する比較分析

註1 (本書、105ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1625ページ。

註2 (本書、105ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1626ページ。

註4 (本書、106ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1627ページ。

註15 (本書、108ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1631ページ。

註17 (本書、109ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1632～1637ページ。

竹野：『樺太庁施政三十年史』では「第十三編 衛生 第三章 薬事」において、それぞれ別個の話として扱われている、薬局に対する警察の毎月の臨検の話（1632ページ）と島内でのアヘン密造の話（1637ページ）とが、ロシア語版では強引に結びつけられた内容になっている。

註19 (本書、109ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1638ページ。

ポタポワ H.B. 樺太における宗教活動

註10 (本書、112ページ。) ⇒ 『樺太庁施政三十年史』、1693～1694ページ。

竹野学